

男鹿市介護予防・通いの場づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業として、地域において住民主体の介護予防に資する活動を定期的に実施している団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、予算の範囲内において補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 1年以上継続して事業を実施できる団体であること。
- (2) 市内において、市内在住の65歳以上の高齢者がおおむね5人以上で行う活動であり、かつ、月に1回以上実施し、1回当たりの開所時間が1時間以上であること。
- (3) 実施時間における介護予防に関する運動及び講座が、原則30分以上含まれるものであること。
- (4) 活動状況の公開や新規会員の受入れを行うなど、開けた活動ができる団体であること。
- (5) 活動する会場は、町内会・自治会等で管理する施設であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 法令又は公序良俗に反する事業

(4) 他の補助金等の交付を受けて実施する事業

(5) 市の委託契約に基づき実施する事業

(補助金の対象経費及び上限額)

第3条 補助金の対象となる経費は、対象団体が介護予防活動を実施する会場使用料とし、補助金の額は、対象団体に対し、年間実施回数に会場費を乗じて得た金額とし、年間 36,000 円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金を受けようとする団体は、男鹿市介護予防・通いの場づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の内容に変更が生じた場合、又は事業を中止する場合は、速やかに男鹿市介護予防・通いの場づくり事業補助金交付申請事項変更・解除申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、男鹿市介護予防・通いの場づくり事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付申請について、前項に定める審査の結果、不適当と認めた場合は、男鹿市介護予防・通いの場づくり事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により通知する。

(実績報告)

第6条 対象団体の代表者は、四半期（4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期間をいう。）ごとの実績について、翌月の末日まで（1月から3月までの分については、3月31日まで）に、男鹿市介護予防・通いの場づくり事業補助金実績報告書（様式第4号）に会場借用料の領収書の写しを添付して、市長に提出しなければ

ならない。

（補助金の請求）

第7条 対象団体の代表者は、補助金を請求しようとするときは男鹿市介護予防・通いの場づくり事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付を受けた額の全部又は一部について返還を命じることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 事業の実施等について不正な行為があったとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。